



豊監公表第10号

令和2年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和3年(2021年)3月25日

豊中市監査委員

同

同

同

岸 本 康 孝

相 間 佐 基 子

酒 井 哲 也

藤 田 浩 史



豊財税第526号
令和3年(2021年)3月4日

豊中市監査委員 様

豊中市長 長内 繁樹



地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和2年度定期監査において指摘のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和2年 11月 27日)

対象となった 部局 課・施設の名称	指摘事項	講じた措置の内容
財務部税務管理課	「市・府民税(特別徴収)納期の特例5年」簿冊において、納期の特例の承認申請に対する却下通知書に、行政不服審査法第82条の規定による不服申立てをすべき行政庁等の教示がなされていないなかった。	地方税法第19条第9号及び地方税法施行規則第1条の7第25号に基づき、行政不服審査法第82条の規定による教示文を左記通知書の様式に掲載した。